

別記様式 1

# 特定間伐等促進計画

北海道枝幸郡中頓別町

令和 3 年 7 月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で800ha（年平均80ha）の間伐を行うことを、目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い本町の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

## 3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐・造林に関する事項
  - (2) その他間伐及び造林に関する事項
  - (3) 作業路網に関する事項
  - (4) その他施設に関する事項
  - (5) 事業実施箇所
- } 別紙のとおり

別図「中頓別町特定間伐等促進計画図」のとおり。

## 4 特定間伐等の実施計画の実績

- (1) 間伐・造林
  - (2) その他間伐及び造林
  - (3) 作業路網
  - (4) その他施設
- } 別紙のとおり

## 5 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本町では、5ha以下の小規模な森林所有者は123名で、森林所有者の約4割を占めており、計画的かつ効率的な森林施業を進

める障害となっている。

このため、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域の関係者が連携・協力する体制を構築するとともに、森林経営計画を作成し森林施業の推進に努めるとともに、団地的に介在する小規模森林所有者については、森林整備に意欲のある者へ森林経営の委託を促進し、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど集約化の推進に努める。

また、不在村森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林施業プランナーやフォレスター等と連携し、ダイレクトメール等を利用して森林機能と森林管理等の重要性を説明し、林業経営への参画を図り効率的な森林施業を推進するため提案型集約化施業の推進に努める。

さらに森林施業の共同化を図るため、地域関係者と連携して森林施業の共同実施に関する協定の締結を図るなど、共同化の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林GIS等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析、境界の確認等を進め、効率的な森林施業の推進に努める。

また、収集した森林情報等を活用し、森林施業プランナー等と連携して具体的な森林整備に関する施業プランを作成し、森林所有者等の意見集約に努め、合意形成等の推進に努める。

## 6 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な森林施業を実施するため、道が策定した「路網・作業システム整備方針」を基に、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した、林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等に応じた、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な間伐等の作業システムの導入を図るとともに、それら作業システムの普及及び定着に努める。

また、高性能林業機械等の導入にあたって、各種情報の提供に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

造林、保育コストの低減を図るため、現在、国や道が試験的に実施している、コンテナ苗木の植栽状況やコンテナ苗木生産状況等

の情報収集に努め、森林施業プランナー等と連携し、森林所有者や事業実施主体等とコンテナ苗木の活用や、適地適木による植栽樹種の選定や植栽本数の低減等について意見集約を図り合意形成等に努める。

## 7 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。

住宅における地域材の利用や、公共建築物及び公共施設に係る工作物における木材の利用、木質バイオマスの利用の推進等、幅広い取組を通じて間伐材等の利用を促進するため、川上から川下等の関係者集まる会議や協議会等に積極的に参加し、関係者との合意形成や情報の共有化に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

町内には間伐材等を受け入れる工場等はないが、搬出された間伐材等が有効利用できるよう、林業事業体においては、町外の受け入れ工場等と木材の需給の調整を行い、間伐材等の利用の促進を図り、安定供給体制の構築に努める。

## 8 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業体の育成確保に関する事。

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、地域の森林における森林整備の中心となる担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合等の経営基盤の強化が必要なことから、組織体制の充実や事業活動の強化等を図り、地域の中核となる森林組合等の育成に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

また、道が森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、森林整備等を林業事業体に委託して実施する場合は、適切な森林施業を行い労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用を努める。